

令和6年度沼津市リブランディング企画塾開催業務委託 公募仕様書

本仕様書は、「令和6年度沼津市リブランディング企画塾開催業務委託（以下「本業務」という）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1. 業務委託名

令和6年度沼津市リブランディング企画塾開催業務委託

2. 業務目的・概要

沼津市の地域産業を活性化するためには、中心市街地の魅力ある個店の輩出と魅力ある買い物環境づくりが必要である。

「リブランディング企画塾」では、商店主及び地域を支える方々（商工会議所や商店街振興組合等を含む）、地元の学生等を対象に、沼津駅周辺エリア（中心市街地）の新たな価値（モノ・コト・イミ※）の創出方法を学び、個店の魅力を高め、エリア価値の向上を図ることを目的とする。※モノ・コト・イミ・・・モノ消費、コト消費、イミ消費（消費スタイル、価値観）

事業の推進については、エリア探訪、セミナー・ワークショップ等による学びに加え、デジタル技術を活用することで新たな価値の発見と創出につなげ、魅力ある個店と魅力ある買い物環境づくりを支援する。

取組みの内容は「まちなか商業リブランディング会議」と称して、参加者及び市民に対し活動内容等を公開し、新たに取り組む始める商店主や地域の方々に広めていく。

なお、対象とする中心市街地のエリアは、契約候補者の選定後、委託者で定める。

3. 業務内容

「リブランディング企画塾」の開催

- (1) 開催時期：令和6年7月～令和7年3月末
- (2) 開催回数：セミナー（ワークショップ等を含む）4回程度
まちなかりブランディング会議1回程度
- (3) 事業の内容：
 - ① まちなか商業の実態と対象エリアの魅力要素の把握と見える化
エリア探訪、セミナーによる学び、デジタルデータの活用等により、対象エリアの現況を把握し、店舗、環境等の魅力要素を発掘・見える化できるような内容とすること。
 - ② リブランディング企画塾の開催による商店主や支援人材の育成
対象エリア内の既存の商業店舗の経営者とともに、エリアの魅力、個店の魅力を高め、維持していくために必要な手法などを学ぶ「リブランディング企画塾」を開催し、本業務を通じ、商店主や支援人材の育成を図る内容とすること。
 - ③ 「まちなか商業リブランディング会議」（魅力ある買い物環境づくり）の開催

本業務の実施の過程及び業務により得られた成果をまとめ、「まちなか商業リブランディング会議」と称して、参加者及び市民に対し、活動内容等を公開し、魅力ある買い物環境づくりに向け、新たな取組みを始める商店主や地域の方々に広めていくこと。趣旨に沿った企画であれば、エリアの魅力を共有できるフェス形式での開催も可。

4. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5. 成果品等

本業務報告書 紙媒体1部及びデータ一式

報告書の内容：セミナー等の内容をまとめた報告書、写真、参加者名簿、アンケート、参加者募集資料（チラシ等）、その他関係資料

6. 実施体制・報告業務

- (1) 受託者は、本事業が計画的かつ円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- (2) 会場使用費や講師謝礼等、本業務に係る経費は全て受託者が負担すること。なお会場は沼津市内で参加しやすい場所とすること。
- (3) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な打合せ会を設定するなど、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。
- (4) 受託者は、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 受託者は、本業務執行にあたり知りえた情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。

7. 業務上の注意点

(1) 再委託等の制限

受託者は、事業実施に必要と認められる業務については、市が承認した上で、業務の一部を第三者に委託することができる。

(2) 業務遂行上のトラブル

業務遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は委託者との連携の上、速やかに解決を図る。

8. その他

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。

受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、委託者と調整を図ること。